

年間委任状の取扱いについて

・年間委任状について

本店の代表者が道内の支店又は営業所の代表者に1年（度）間通じて入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を委任する場合に提出してください。

・委任期間について

1年（度）間限り（資格決定の日から翌年の3月31日まで）としてください。

・提出先について

総合振興局や振興局などの希望する各発注機関となりますので、ご注意ください。（委任状のあて先は「〇〇総合振興局長」「□□振興局長」など）

また、道外企業の方は、本庁の建設部建設政策局建設管理課工事管理係にも提出してください。（委任状のあて先は「北海道知事」）

・受任者等の変更について

委任状提出後、本店の代表者（委任者）及び権限を委任された道内の支店又は営業所の代表者（受任者）が変更となった場合などは、改めて年間委任状を発注機関並びに道外企業の方は建設管理課に提出してください。